

陳情第 173 号	受理年月日	平成 28 年 10 月 18 日
付託委員会	環境建設委員会	
陳情者	八幡西区本城三丁目 22-19 大庭 孝広	
件名	違法な屋外広告物の処理方法について	
要旨	<p>私が以前提出した陳情第 110 号は、建設局管理課の説明を受け不採択とされた経緯がある。同課が主張する屋外広告物法第 7 条第 4 項を確認すると、行政代執行で簡易除却できる場合は、「行政に許可をとっていないときや違法なものであると認められるとき」と、「管理されずに放置されていることが明らかなきとき」であるとされているが、「管理されずに放置されていることが明らかなきとき」に該当するようなものは全く見かけることがない。現在の行政の対応は、屋外広告物法や北九州市屋外広告物条例だけでなく刑法にも違反している可能性が高い。</p> <p>北九州市で除却している違法広告物の 95% 以上は張り札であり、そのほとんどが不動産の売り出し広告である。私が延べ数百社の違法業者と交渉したおかげで違法広告は急激に減ってきている。建設局は、陳情を上げられ慌てて宅建業者の研修会に出向き、100 人ほどを相手に何かやったようであるが、営業免許を受けた業者は個人と法人で 5,000 以上存在しており、ごまかしでしかない。</p> <p>また、バス停の無許可広告物ベンチや危険なのぼりは放置されているなど、現在行っている除却は、市職員の天下り外郭団体であるシルバー人材センター向けの簡単な仕事を確保するためのものでしかない。</p> <p>北九州市屋外広告物条例に定める 30 万円以下の罰金を科せば必ず違反はゼロにできる。北九州市の現在の処理方法を議会で正していただきたい。</p>	